

令和5年6月1日

保護者様

大津市立志賀小学校
校長 梅井 俊仁

非常変災時における非常措置について（お知らせ） 保存用

向暑の候、保護者様にはますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

平素は、本校教育にご理解とご協力をいただき誠にありがとうございます。

さて、台風など非常変災時における登下校については、テレビ・ラジオ放送などによる「暴風を含む警報」および「大雨、暴風、大雪等に関する特別警報」の発令をもって判断することとしています。

下記の措置につきまして、ご理解とご協力をいただきますようよろしくお願いいたします。

記

1 「暴風警報」「特別警報」が発令された場合

午前7時の時点で滋賀県全域、滋賀県南部、近江南部、大津市南部に「暴風を含む警報」「特別警報」が発令されていた場合は、臨時休校となります。

（休校の字幕やアナウンスはありません。配信メールはいたしません。）

2 その他の警報（大雨、洪水、大雪警報等）が発令された場合

大津市内の各学校の場合、原則として登校とします。

3 「暴風警報」「特別警報」が解除された場合

午前7時までに警報が解除されたときは、安全を十分確認した上で登校とします。なお、午前7時以降に警報が解除されても、その日は臨時休校になります。

4 児童の登校後に「暴風警報」「特別警報」が発令された場合

臨時に下校措置をとることがあります。

通学路の安全を十分に確認し、色別に担当教師が引率をして下校をします。給食を食べずに下校することもあります。

急な下校処置となる場合、それぞれのご家庭においてどのように対処していただくかを具体的に話し合っておいてください。

* 上記2. 3については、登校時の危険が予想される場合、自宅待機や始業時間の繰り下げ、終業時間の繰り上げ等の措置をとることがあります。その場合は、配信メールでお知らせします。

* 上記4については、配信メールでお知らせします。